

雇用ニュース

つがる
2025

2月号(1月内容)

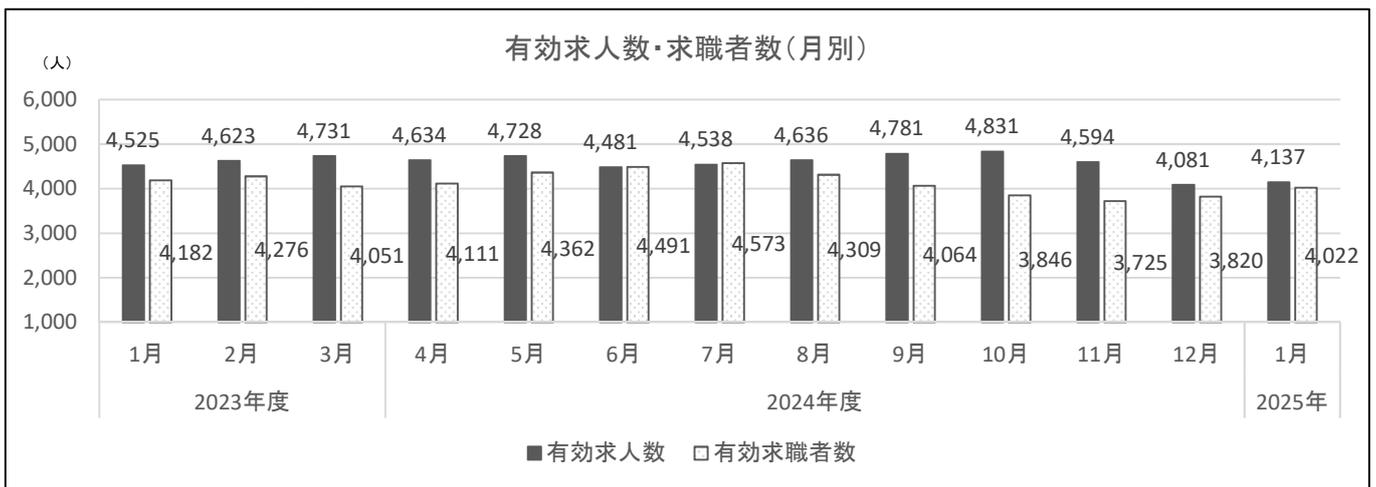
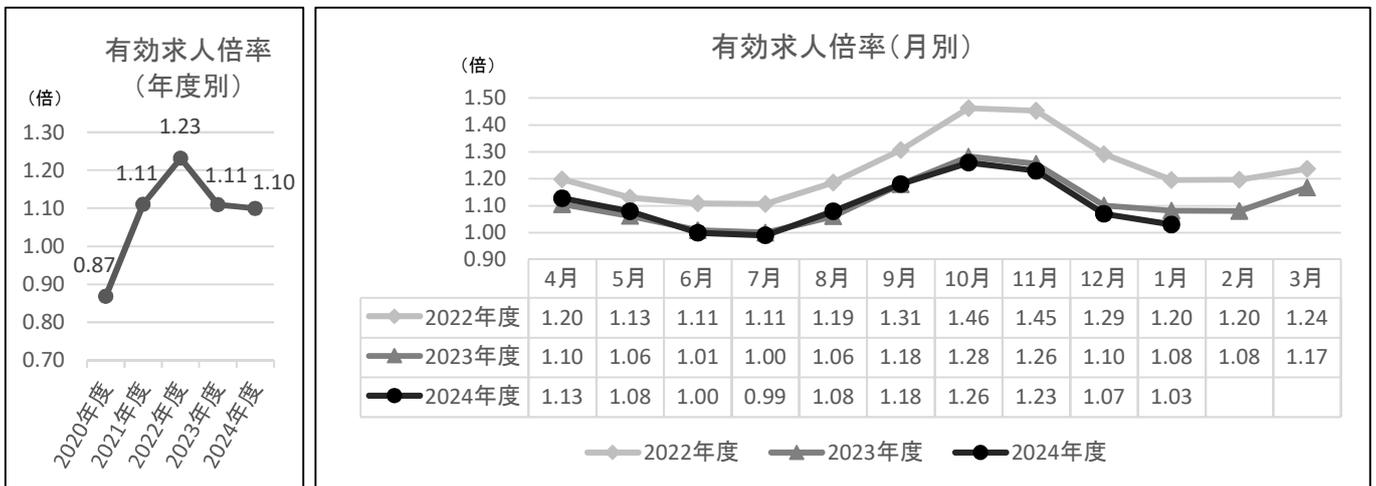


ハローワーク弘前 (弘前公共職業安定所)

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



○求人・求職の状況

- 有効求人倍率は1.03倍となり、前年同月より0.05ポイント下回りました。また、前月比では0.04ポイント下回りました。
- 有効求職者数は4,022人で、対前年同月比3.8% (160人) 減少しました。
- 有効求人数は4,137人で、対前年同月比8.6% (388人) 減少しました。
- 新規求職申込件数は972件で、対前年同月比13.3% (149件) 減少しました。
- 新規求人数は1,769人で、対前年同月比10.7% (212人) 減少しました。
- 就職件数は194件で、対前年同月比23.9% (61件) 減少しました。

●一般職業紹介状況（管内）

1. 全数

	2025年 1月	2024年 1月	増減数	増減率(%)	2024年度 1月(累計)	2023年度 1月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,769	1,981	▲ 212	▲ 10.7	16,630	16,627	3	0.0
月間有効求人数 (人)	4,137	4,525	▲ 388	▲ 8.6	45,441	45,627	▲ 186	▲ 0.4
新規求職申込件数 (件)	972	1,121	▲ 149	▲ 13.3	9,418	9,829	▲ 411	▲ 4.2
月間有効求職者数 (人)	4,022	4,182	▲ 160	▲ 3.8	41,323	41,213	110	0.3
紹介件数 (件)	612	777	▲ 165	▲ 21.2	7,223	7,253	▲ 30	▲ 0.4
就職件数 (件)	194	255	▲ 61	▲ 23.9	2,932	3,143	▲ 211	▲ 6.7
就職率 (%)	20.0	22.7	▲ 2.7	*	31.1	32.0	▲ 0.9	*
新規求人倍率 (倍)	1.82	1.77	0.05	*	1.77	1.69	0.08	*
有効求人倍率 (倍)	1.03	1.08	▲ 0.05	*	1.10	1.11	▲ 0.01	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

	2025年 1月	2024年 1月	増減数	増減率(%)	2024年度 1月(累計)	2023年度 1月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	1,004	1,049	▲ 45	▲ 4.3	9,238	9,067	171	1.9
月間有効求人数 (人)	2,482	2,552	▲ 70	▲ 2.7	26,580	26,019	561	2.2
新規求職申込件数 (件)	545	626	▲ 81	▲ 12.9	5,163	5,552	▲ 389	▲ 7.0
月間有効求職者数 (人)	2,110	2,323	▲ 213	▲ 9.2	22,863	23,606	▲ 743	▲ 3.1
紹介件数 (件)	348	461	▲ 113	▲ 24.5	4,044	4,086	▲ 42	▲ 1.0
就職件数 (件)	114	159	▲ 45	▲ 28.3	1,585	1,693	▲ 108	▲ 6.4
就職率 (%)	20.9	25.4	▲ 4.5	*	30.7	30.5	0.2	*
新規求人倍率 (倍)	1.84	1.68	0.16	*	1.79	1.63	0.16	*
有効求人倍率 (倍)	1.18	1.10	0.08	*	1.16	1.10	0.06	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

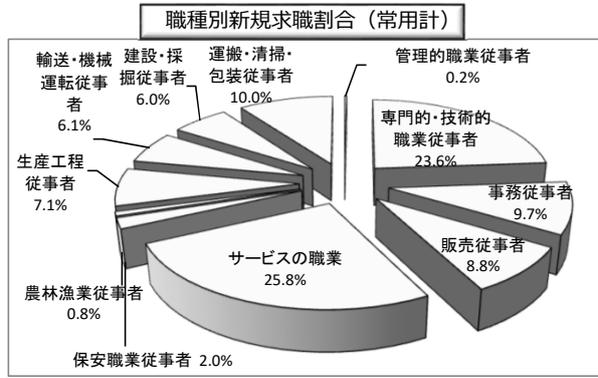
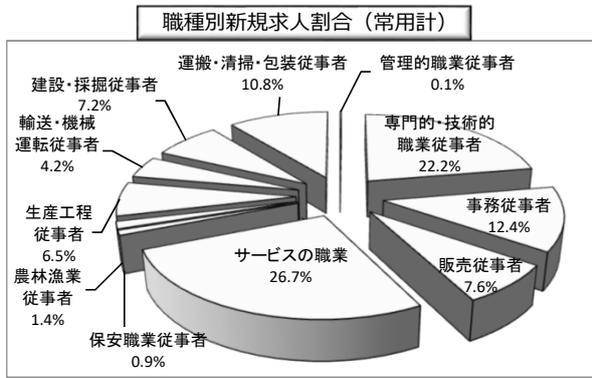
	2025年 1月	2024年 1月	増減数	増減率(%)	2024年度 1月(累計)	2023年度 1月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数 (人)	542	702	▲ 160	▲ 22.8	4,627	4,965	▲ 338	▲ 6.8
月間有効求人数 (人)	1,233	1,499	▲ 266	▲ 17.7	12,885	13,440	▲ 555	▲ 4.1
新規求職申込件数 (件)	251	283	▲ 32	▲ 11.3	2,785	2,699	86	3.2
月間有効求職者数 (人)	1,327	1,203	124	10.3	14,529	13,477	1,052	7.8
紹介件数 (件)	197	234	▲ 37	▲ 15.8	2,338	2,365	▲ 27	▲ 1.1
就職件数 (件)	47	72	▲ 25	▲ 34.7	981	1,077	▲ 96	▲ 8.9
就職率 (%)	18.7	25.4	▲ 6.7	*	35.2	39.9	▲ 4.7	*
新規求人倍率 (倍)	2.16	2.48	▲ 0.32	*	1.66	1.84	▲ 0.18	*
有効求人倍率 (倍)	0.93	1.25	▲ 0.32	*	0.89	1.00	▲ 0.11	*

◆新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

◆有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

◆就職率＝就職件数÷新規求職申込件数×100

◇「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

（単位：人、件、倍）

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,546	3,715	796	3,437	545	161	188	1.08
A	管理的職業従事者	2	8	1	5	4	0	0	1.60
B	専門的・技術的職業従事者	343	878	114	407	88	22	31	2.16
C	事務従事者	191	360	178	694	154	26	21	0.52
D	販売従事者	118	327	50	243	47	11	9	1.35
E	サービスの職業	413	958	91	385	80	39	46	2.49
F	保安職業従事者	14	73	11	35	9	6	8	2.09
G	農林漁業従事者	21	29	22	79	4	1	1	0.37
H	生産工程従事者	101	263	66	270	41	13	18	0.97
I	輸送・機械運転従事者	65	226	26	96	21	9	14	2.35
J	建設・採掘従事者	111	222	21	78	11	7	6	2.85
K	運搬・清掃・包装等従事者	167	371	94	544	86	27	34	0.68
	分類不能の職業	-	-	122	601	-	-	-	-

◆充足数：自安定所の求人が安定所（他安定所を含む）の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

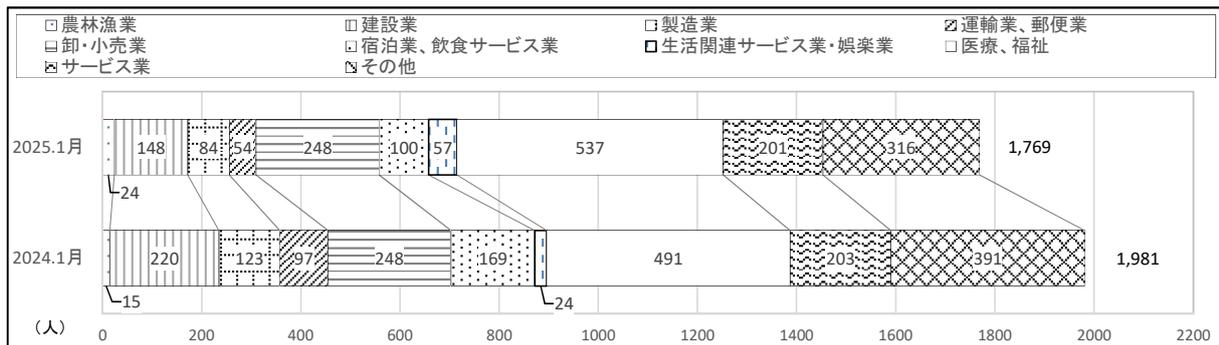
5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

（単位：人）

職業分類	年齢計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	3,437	266	648	648	732	770	373	33.3%
A	管理的職業従事者	5	0	1	0	3	0	20.0%
B	専門的・技術的職業従事者	407	38	93	96	68	82	27.5%
C	事務従事者	694	58	164	175	168	97	18.6%
D	販売従事者	243	24	52	38	47	65	33.7%
E	サービスの職業	385	27	56	55	90	104	40.8%
F	保安職業従事者	35	0	1	0	4	16	85.7%
G	農林漁業従事者	79	7	11	11	18	20	40.5%
H	生産工程従事者	270	25	57	52	63	52	27.0%
I	輸送・機械運転従事者	96	2	5	6	16	43	69.8%
J	建設・採掘従事者	78	8	12	4	16	17	48.7%
K	運搬・清掃・包装等従事者	544	28	78	91	120	139	41.7%
	分類不能の職業	601	49	118	120	119	135	32.4%

注）平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人人数（全数）



育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ



2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

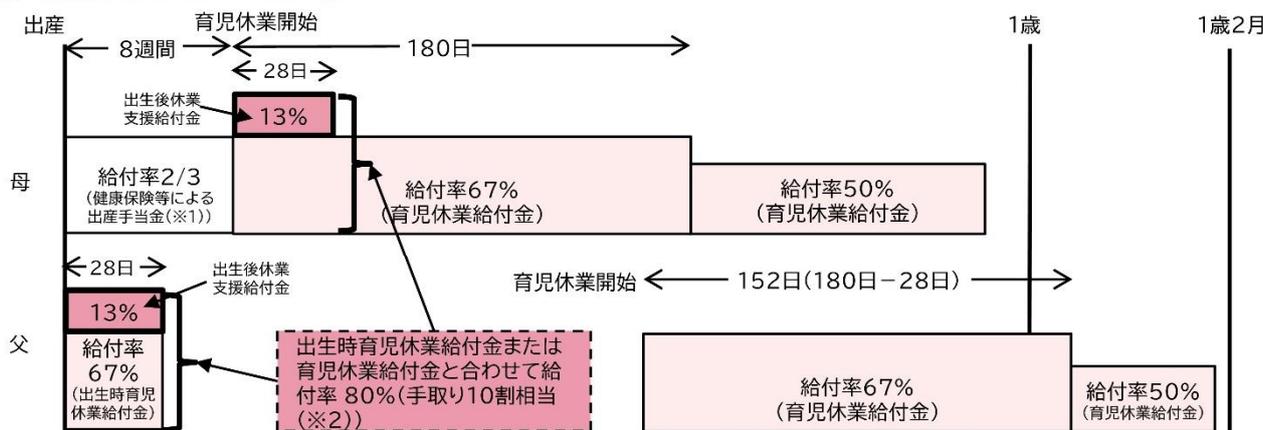
支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数（28日が上限）※2 × 13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。